

付録

テクニカルインフォメーション

TEC-0978	TEC-1111 (revised)
TEC-1031	TEC-1120
TEC-1049	TEC-1131
TEC-1051	TEC-1148
TEC-1055	TEC-1170
TEC-1056	TEC-1183
TEC-1099	
TEC-1100	
TEC-1107	

*各テクニカルインフォメーションの添付資料については印刷を省略しております。
全文については弊社ホームページからご覧下さい。

標題

シップリサイクルに関する欧州規則について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0978

発行日 2014年1月15日

各位

2013年12月30日に、シップリサイクルに関する欧州規則が発効しました。これにより、EU 籍船及び EU 加盟国に寄港する非 EU 籍船に対して「インベントリ」(船内に存在する有害物質の種別や概算量、所在位置などを示した一覧表)の備え置き等が義務化されることとなります。規則の概要について以下のとおりお知らせいたします。

1. シップリサイクルに関する欧州規則の概要

同規則は、基本的にシップリサイクル条約に沿った内容となっており、1)船舶、2)船舶リサイクル施設および 3)船舶リサイクル時の手続きに関して要件が課されています。内容は以下のとおりです。

(1) 規則の名称

REGULATION (EU) No 1257/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 November 2013 on ship recycling and amending Regulation (EC) No 1013/2006 and Directive 2009/16/EC

(2) 適用船舶 (Article 2)

同規則は、EU 籍船及び EU 加盟国に寄港する非 EU 籍船に適用されます(国際総トン数 500トン以上の商用船に限る)。ただし、非 EU 籍船への規制内容は、有害物質の搭載制限、インベントリの備え置き義務、EU 加盟国への寄港時の PSC への対応義務にとどまり、EU 籍船と比較すると規制内容は限定的です。

(3) 有害物質の搭載禁止 (Article 4)

同規則の附属書 I (ANNEX I)に掲載されている物質の船舶への搭載が禁止・制限されます。シップリサイクル条約の搭載禁止物質に比べると、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) が追加された内容となっています。

船舶への搭載が禁止・制限される物質 (ANNEX I)

アスベスト、オゾン層破壊物質、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、防汚化合物と防汚方法、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)*

*PFOS は非 EU 籍船には適用除外

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(4) インベントリ(IHM)の備え置き

船舶には、インベントリ(IHM)を備え置くとともに、適宜更新を行うことが要求されます。また、船舶解撤時には IHM の最終化を行い、完成したインベントリを船舶リサイクル施設に提供することが要求されます。同規則の ANNEX II に IHM に記載すべき物質が掲載されており、シップリサイクル条約の IHM 記載対象物質に比べて、臭素系難燃剤 HBCDD が追加された内容となっています。また、現存船については、ANNEX I 掲載物質以外のものについては「可能な限り」対応すればよいこととなっています。

インベントリ(IHM)に記載すべき物質(ANNEX II)

ANNEX I 掲載物質、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE、ポリ塩化ナフタレン、放射性物質、一部の短鎖型塩化パラフィン、臭素系難燃剤(HBCDD)

IHM の作成・備え置きの期限

分類	定義	IHM 第 I 部作成・備え置き期限
EU 籍新船	以下のいずれかを満たす EU 籍船 a) 適用日後に建造契約が結ばれる船舶 b) 建造契約がない場合、本規則の適用日後 6 ヶ月経過した日以降に起工される船舶またはこれと同等の建造段階にある船舶 c) 適用日後 30 ヶ月経過した日以降に引き渡しが行われる船舶	適用日以降の就航時まで(適用日は、"2. 欧州規則の適用日等について"を参照)
EU 籍現存船	EU 籍新船以外の EU 籍船	2020 年 12 月 31 日まで(2020 年 12 月 31 日までに解撤される場合、解撤前までに作成)
非 EU 籍船	EU 加盟国に寄港・停泊する船舶	2020 年 12 月 31 日まで

(5) 船主に対する義務(Article 6)

上述の、有害物質の搭載禁止、IHM の備え置きに加えて、EU 籍船には、EU リスト(同規則により承認された船舶リサイクル施設のリスト)に掲載された船舶リサイクル施設で船舶解撤を行う義務が課されます。

(6) 船舶リサイクル計画(Article 7)

船舶リサイクル施設は、船主から送付された IHM をもとに船舶リサイクル計画を作成し、リサイクル国の所管官庁から承認を受ける義務が課されます。

(次頁に続く)

(7) 船舶検査 (Article 8-Article 11)

船舶が同規則に適合していることを確認するため、船舶の旗国(または代行機関)及び船舶の寄港国により以下の検査が実施されます。

検査の種類	内容	検査実施者
初回検査	IHM の検査、IHM 証書の発行	旗国が運航前に実施
定期検査	IHM の検査、IHM 証書の発行(又は、有効期限 5 か月の延長の裏書。ただし、5 か月以内に新証書と交換。)	旗国が 5 年ごとに実施
追加検査	IHM の検査、IHM 証書の裏書	IHM に影響のある改造等を行った場合であって、船舶所有者からの申し出のあった時に旗国が実施
PSC 検査	IHM 及び IHM 証書の審査	寄港国が寄港時に実施
最終検査	IHM 及び船舶リサイクル計画の検査、リサイクル準備証書の発行	リサイクル開始前に旗国が実施

(8) 非 EU 籍船に対する義務 (Article 12)

EU 加盟国に寄港する場合、非 EU 籍船についても IHM の備え置き及び更新が義務付けられます。非 EU 籍船の IHM は、旗国(または代行機関)により検証され、適合鑑定書 (Statement of Compliance: SOC) の発給を受ける必要があります。また、EU 加盟国に寄港する際に PSC 検査への対応が必要になります。

(9) 船舶リサイクル施設の要件 (Article 13)

船舶リサイクル施設は、シップリサイクル条約における施設要件に加え、以下の要件を満たすことが要求されます。なお、いわゆるビーチング方式(船舶を砂浜に乗り上げさせて解体する方法)がこれら要件を満たすのかについての解釈は今後の議論に委ねられています。

[船舶リサイクル施設要件]

- ・ 特に、潮間帯において、いかなる物質の排出・流出も管理できることを証明。
- ・ 有効な排水システムを備えた非浸透性の床の上でのみ有害物質・廃棄物を扱うこと。

[最終処分施設の要件]

- ・ EU 域内法改正法案と同等の基準に従って最終処分がされていることを船舶リサイクル施設が証明すること (Article 15)。

(次頁に続く)

(10) 船舶リサイクル施設の承認 (Article 14、Article 15)

船舶リサイクル施設が承認され、EUリストに掲載されるためには以下の手続きが必要になります。また、欧州委員会 (EC) が、船舶リサイクル施設の承認に関して技術ガイドラインを発行することが認められています。

[EU 域内に所在する船舶リサイクル施設]

船舶リサイクル施設の所在する個別 EU 国により、当該施設が、Article 13 の施設要件を満たすことについての承認が行われ、その旨を個別 EU 国が EC (欧州委員会) に通知することによって当該施設は EU リストに掲載される。

[EU 域外に所在する船舶リサイクル施設]

船舶リサイクル施設が、所在国の国内規制の施設要件を満たすことについて所在国政府の承認を受けた上で、当該施設による申請と Independent verifier (EC が認める独立した検証機関) による EU 域内法 Article 13 の施設要件についての審査・現場調査を経て、EC により承認されれば、当該施設は EU リストに掲載される。

(11) EU リストの発行 (Article 16)

EC は、Article 13 の要件を満たす船舶リサイクル施設のリスト (EU リスト) を作成し、2016 年 12 月 31 日までに当該リストを EU 官報に掲載するとともに EC のウェブサイトで公表することになっています。

(12) ファイナンシャルインセンティブ (Article 29)

EC は、2016 年 12 月 31 日までに、安全で環境上健全なシップリサイクルに向けた経済的インセンティブを活用した促進策の実現可能性について、欧州議会及び EU 理事会に報告することになっています。

2. 欧州規則の適用日等について (Article 31、Article 32)

同規則の適用日は以下のように規定されています。

(1) 発効日: 2013 年 12 月 30 日 (官報掲載から 20 日後)

(2) 適用日 (実際に規則が効力を発揮する日):

同規則は、2015 年 12 月 31 日以降で、EU リスト掲載施設の解撤能力が 250 万 LDT を超えた日から 6 か月後、もしくは、2018 年 12 月 31 日のいずれか早い日から適用されます。ただし、以下の規定についてはこれによらず、以下に記載する日から適用されます。

(i) 船舶リサイクル施設が、EU リスト掲載のために満たさなければならない要件に関する規定及び EU が EU リストを発行するための規定 (Article 13-16、25、26) については 2014 年 12 月 31 日から適用 (この規定により、最短の場合、EU リストは 2014 年 12 月 31 日に発行される可能性がある。EU リスト発行後は、リストに掲載された施設でリサイクルする欧州籍船には IHM が要求される)。

(次頁に続く)

- (ii) EU 籍現存船への IHM 備え置き義務に関する規定及び EU 加盟国に寄港する非 EU 籍船への IHM 備え置き義務に関する規定 (Article5 及び Article12 の一部) については 2020 年 12 月 31 日から適用。

3. これまでに弊会が適合鑑定書 (Statement of Fact: SOF) を発行した IHM の取り扱いについて
 欧州規則により、シップリサイクル条約の IHM 記載対象物質に PFOS 及び HBCDD の 2 物質が追加されることとなります。これを受け、これまでに弊会がインベントリ (IHM) 適合鑑定書 (Statement of Fact: SOF) を発行した IHM について以下の措置が必要となります。

(1) EU 籍船の IHM

これまでに弊会が SOF を発行した EU 籍現存船の IHM については、欧州規則に適合するために PFOS の調査が必要となります (PFOS は、EU 籍船にのみ適用であり、また、HBCDD は義務ではないため)。尚、対応方法については、別途お知らせします。

(2) 非 EU 籍船の IHM

これまでに弊会が SOF を発行した非 EU 籍現存船の IHM については、PFOS が適用除外であるため、現状のまま欧州規則に適合していると判断いたします。

また、欧州規則に対応して備え置きが必要になる IHM 証書や適合鑑定書 (Statement of Compliance: SOC) の発行等については、これまでに弊会が発行した SOF が有効に活用できるよう旗国等に対して詳細を調査しているところであり、改めてお知らせします。

4. PrimeShip-GREEN/SRM の機能拡張

弊会は、新造船のインベントリ作成を支援するシステム PrimeShip-GREEN/SRM をインターネット上で提供しておりますが、欧州規則により追加される PFOS 及び HBCDD に対応する機能を早急に整備し、今後、建造される新造船への対応を行います。

5. 欧州規則で追加される 2 物質について

(1) PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)

PFOS は、界面活性剤等に使用される物質であり、船舶では、泡消火剤に使用されていたとの報告があります。2009 年 5 月のストックホルム条約締約国会議において廃絶が決定され、日本でも、2010 年 4 月に化審法第一種特定化学物質に指定され製造・使用・輸出入が禁止されています。

(次頁に続く)

(2) HBCDD(ヘキサブロモシクロドデカン)

HBCDD は、臭素系難燃剤として使用される物質であり、主に、発泡ポリスチレン(発泡スチロール)及び繊維に使用されており、船舶では、液化ガスタンク、冷蔵庫等の断熱材中に使用されていたとの報告があります。HBCDD は、2013 年 4 月のストックホルム条約締約国会議において正式に廃絶が決定され、日本でも、化審法第一種特定化学物質に指定されることが決定されており、2014 年中には製造・使用・輸出入が禁止される見込みです。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[シップリサイクルに関する欧州規則について]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 研究開発推進室(シップリサイクル事業推進チーム事務局)

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2025

Fax: 03-5226-2019

E-mail: srpt@classnk.or.jp

[インベントリに関する適合鑑定書について]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd@classnk.or.jp

◇2018 年 3 月 31 日までの担当部署

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター テクニカルサービス部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2175

Fax: 03-5226-2177

E-mail: mid@classnk.or.jp

添付:

1. シップリサイクルに関する欧州規則(REGULATION (EU) No 1257/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 November 2013 on ship recycling and amending Regulation (EC) No 1013/2006 and Directive 2009/16/EC)

標題

燃費報告制度に関する欧州規則 (EU MRV) について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1031
発行日 2015年6月2日

各位

2015年4月28日に開催された欧州議会において、燃費報告制度に関する欧州規則(以下、EU MRV 規則とする)が採択されました。これにより、船籍国に関わらず、EU加盟国管轄内の港に寄港する5,000GT以上の船舶に対して、燃料消費量を監視するための計画書の作成、及び年間ベースでのCO₂排出量を記録した排出報告書の提出が義務付けられることになりました。なお、報告を怠った船舶に対しては、EU域内への入港禁止等の罰則が定められています。

EU MRV 規則に関する今後のスケジュール、及び同規則の概要等について、以下の通りお知らせ致します。

1. 今後のスケジュール

今回、EU MRV 規則が採択されたことにより、以下のスケジュールが決定しました。

2015年7月1日	EU MRV 規則の発効
～2016年末	欧州委員会による技術的な細則の策定
2017年8月31日	燃料消費量を監視するための計画書を認証者に提出
2018年1月1日 ～12月31日	燃料消費量の監視
2019年4月30日	2018年中に使用した燃料消費量の報告書を認証者に提出
2019年6月30日	適合証書の船上への搭載期限

*以後、同様の手順にて年間ベースでの排出報告書の提出を行う。

燃料消費量の監視計画書及び排出報告書の内容、EUによる認証者の承認手続き、及び認証者による燃焼消費量の認証方法に関する技術的な細則は、2016年末までに策定される予定です。

2. EU MRV 規則の概要

(1) 規則の名称

Regulation (EU) 2015/757 of the European Parliament and of the Council on the monitoring, reporting and verification of carbon dioxide emissions from maritime transport, and amending Directive 2009/16/EC

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- (2) 適用 (Article 2)
船籍国に関わらず、EU 加盟国管轄権内の港へ入港する、及び EU 加盟国管轄権内の港から出港する 5,000GT 以上の船舶に適用する。ただし、軍艦、漁船、公船、木造船などには適用しない。
- (3) 船舶の所有者、又は船舶管理者(以下、会社とする)の義務 (Article 4, 6, 11, 18)
- (i) 2017 年 8 月 31 日までに、EU 加盟国が認める認証者に対し、自身が運航する 5,000GT 以上の各船舶について、CO₂ 排出量とその他関連情報を監視・報告するための手順を示した監視計画書を提出すること。
 - (ii) 2017 年 8 月 31 日以降に EU MRV 規則が初めて適用される船舶は、船舶が EU 加盟国の管轄内の港へ最初に寄港してから 2 か月以内に監視計画書を認証者へ提出すること。
 - (iii) 2019 年以降、毎年 4 月 30 日までに前年の報告期間内における燃料消費量を取り纏めた排出報告書を船舶ごとに作成し、認証者の適合を受けた上で、欧州委員会と旗国の主管庁に提出すること。なお、報告期間とは、CO₂ 排出が監視・報告されるべき暦上の 1 年を指す。暦年をまたぐ航海の場合、監視・報告されるデータは、最初の暦年に含まれなければならない。
 - (iv) 報告期間の翌年 6 月 30 日までに認証者から有効な適合証書入手し、船舶に搭載すること。
- (4) 監視計画書 (Article 6, 7)
監視計画書には以下の情報を含めなければならない。
- (i) 船と船種が特定できる情報(船名、IMO 番号、登録港等)
 - (ii) 会社名、住所、担当者の電話番号と e-mail アドレス
 - (iii) CO₂ 排出源となる機器(主機関、補機関、ガスタービン、ボイラー、内燃機関)と使用燃料の詳細
 - (iv) CO₂ 排出源となる機器リストの更新のための手順、及び責任者
 - (v) 燃料消費量の監視手順詳細
 - (vi) 各燃料のエミッションファクター
- (5) 監視すべき情報 (Article 9, 10)
会社は年間ベースにて、船舶ごとに以下の主な情報を監視しなければならない。
- (i) 各燃料の総消費量及びエミッションファクター
 - (ii) CO₂ の総排出量
 - (iii) 総航海距離
 - (iv) 総海上滞在時間
 - (v) 総トランスポートワーク(航海距離×貨物量)
 - (vi) 平均エネルギー効率

(次頁に続く)

また、航海ごとに以下の情報を監視しなければならない。

- (i) 入港地、出港地、発着日時
- (ii) 各燃料の消費量及びエミッションファクター
- (iii) CO₂ 排出量
- (iv) 航海距離
- (v) 海上滞在時間
- (vi) 貨物量
- (vii) トランスポートワーク(航海距離×貨物量)

(6) 排出報告書 (Article 11)

排出報告書には、以下の情報を含めなければならない。

- (i) 船及び会社を特定できる情報
- (ii) 排出報告書の認証者の情報
- (iii) パラグラフ(5)に記載の監視すべき情報

(7) 認証者の義務 (Article 13, 15, 17)

- (i) 会社から提出される監視計画書が本規制の要件に適合しているかどうか評価しなければならない。本要件を満足していない場合、報告期間開始前までに改訂版の提出を要求しなければならない。
- (ii) 会社から提出される排出報告書が、本規制に規定される要件に適合し、監視計画書に基づいたものとなっていることを確認する。また、報告された CO₂ 排出量と、船舶の運航データや搭載エンジンの特性から推定できる CO₂ 排出量を比較し、大きな齟齬がないかを確認する。
- (iii) 排出報告書が本規定の要件に適合している場合、認証者は当該船舶に対して認証報告書及び適合証書を発行しなければならない。

(8) 認証者の要件 (Article 14, 16)

- (i) 認証者は、当該船舶の船主または管理者から完全に独立していなければならない、独立性や第三者性を損なう企業との繋がりがあってはならない。
- (ii) 認証者は欧州委員会から承認を受けること。

(9) 罰則 (Article 20)

- (i) 監視と報告に関する義務を怠った場合、EU 加盟国は罰則を与える仕組みを策定し、その罰則が適用されるよう必要な手段を講じなければならない。また、2017 年 7 月 1 日までに欧州委員会に、その罰則を通知しなければならない。
- (ii) 監視と報告に関する義務を 2 年連続して怠った場合、EU 加盟国は当該船舶に対し追放命令を発出するとともに、他の加盟国に通報し、EU 加盟国管轄内の港への入港を拒否できる。

(次頁に続く)

(10) 情報公開 (Article 21)

- (i) 毎年6月30日までに、欧州委員会は会社から報告されたCO2排出量と、船舶が特定できる情報、燃料消費量、航海時間、認証者の情報等を一般公開する。
- (ii) 但し、排出量以外の情報については、公開により著しく正当な商業利益が損なわれる場合は、会社の要請に応じて情報公開に制限をつけることができる。
- (iii) 欧州委員会は、CO2排出量に関する年次報告書を公開する。また、二年に一度、海運セクターの地球環境に対する影響評価を実施する。

(11) 国際協力 (Article 22)

IMOにおいて燃費報告制度が策定された場合、欧州委員会はEU MRV規則を見直し、必要に応じてIMOにおける制度と一致させる改訂を行う。

(12) 発効日 (Article 26)

本規制の発効日は2015年7月1日とする。

3. その他

- (1) EU MRV規則のArticle 22では、IMOにおいて燃費報告制度が策定された場合、欧州委員会はEU MRV規則の見直しを行うことが規定されています。このため、IMOにおける燃費報告制度の審議では、MEPC68(2015年5月)において本年9月上旬に技術的な詳細検討を進めるための中間会合開催を決定する等、EU MRV規則が実効化する2018年1月を目途として議論をまとめるべく、検討作業が加速される見込みです。
- (2) EUによる認証者の承認手続きは2017年前半に行われる見込みです。本会は欧州委員会より認証者資格を取得すべく、活動して参ります。
- (3) 本会では、欧州委員会における技術的な細則制定の動きを注視していくと共に、本件に関わる最新情報を提供して参ります。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 国際室

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3/4-7(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2734

E-mail: xad@classnk.or.jp

添付:

1. 燃費報告制度に関する欧州規則(Regulation (EU) 2015/757 of the European Parliament and of the Council on the monitoring, reporting and verification of carbon dioxide emissions from maritime transport, and amending Directive 2009/16/EC)

標題

USCG によるバラスト水規制の適用延期の申請方法および追加情報について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1049
発行日 2015年10月15日

各位

United States Coast Guard(USCG)は、米国海域内を航行する船舶に対するバラスト水処理装置搭載を強制化する規則"Standards for Living Organisms in Ship's Ballast Water Discharged in U.S. Waters"を施行しております(詳細は、テクニカルインフォメーション No.TEC-0903 を参照下さい)。

上記に関連して、USCG は 33CFR151.1513 及び 33CFR151.2036 に基づき、バラスト水処理装置搭載の延期の申請方法を Policy Letter として 2013 年 9 月 25 日に公表しております(詳細は、テクニカルインフォメーション No.TEC-0971 を参照下さい)。

今般、上記延長申請に関する Policy Letter の改訂版(添付 1)、申請に関する追加情報(Application Tips for Extended Compliance Dates under USCG Ballast Water Management regulations)(添付 2)、および申請書(Application for Extended Compliance Date under U.S. Coast Guard Ballast Water Management (BWM) Regulations)(添付 3)が 2015 年 9 月 10 日に発行されました。

バラスト水処理装置の搭載の延長について USCG の基本的な方針は大きくは変わっておりませんが、延長内容(以下 1.および 2.)また申請方法(以下 3.から 12.)等について数点変更がありましたので、特筆すべき変更事項および追加情報を以下に記します:

1. Alternate Management System として認められた機種を搭載する船舶も延長申請が可能となった(Alternate Management System についてはテクニカルインフォメーション No.TEC-0951 を参照下さい)。
2. 最大延長期間(改訂前の Policy letter では 5 年)に関する記述が削除された。
3. 延長申請の際、バラスト水管理計画書のコピーの提出(テクニカルインフォメーション No.TEC-0971 の必要提出書類の 5.)が不要となり、同計画書に従う旨の宣誓書の提出が必要となった。
4. 印刷物での延長申請は認められなくなり、メールでの申請のみ認められるようになった。
5. 延長申請の際には、添付 3.のエクセルファイルと他必要書類(テクニカルインフォメーション No.TEC-0971 の必要提出書類の 1.から 8.)を併せて申請する。エクセルの題名は「BWM extension application - 船名記入」とする。
6. 追加延長方法が改訂版 Policy letter に追加された(添付 1 の 5(b))。
7. 搭載年が同じかつ搭載困難である理由が同じ複数の船舶は、添付 3 にてまとめて申請する。
8. 延長申請時期は各船舶搭載期日の 12-24 ヶ月前にする。
9. 追加延長申請の際には、メールの件名および添付 3 のエクセルファイルの題名に supplemental (追加延長)である旨を明記する。
10. 申請書類は OCR フォーマット(コピー可能な形式)で作成する。
11. USCG のパソコンは HTML 形式を表示できないために、添付 3 の申請書を使用する。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

12. 延長申請もしくは延長承認書のキャンセルをすることができる。なお、キャンセル後のバラスト水処理装置搭載期日(次のスケジュールドライドック)まではバラスト交換が可能、もしくは同期日の12ヶ月前までに延長を申請することも可能。

添付 1、2 および 3 の電子データは下記の U.S. Coast Guard's Internet portal の Regulations and Policy Documents フォルダよりダウンロード可能です。

<http://homeport.uscg.mil/ballastwater>

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. EXTENSION OF IMPLEMENTATION SCHEDULE FOR APPROVED BALLAST WATER MANAGEMENT METHODS, Revision 1
2. Application Tips for Extended Compliance Dates under USCG Ballast Water Management regulations
3. Application for Extended Compliance Date under U.S. Coast Guard Ballast Water Management (BWM) Regulations

標題

船舶に搭載される有害物質一覧表の適合鑑定書の切り替え発行について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1051
発行日 2015年10月27日

各位

本テクニカルインフォメーションは、弊会発行の船舶に搭載される有害物質一覧表(以下「インベントリ」という。)に関する Statement of Fact を Statement of Compliance に切り替えて発行することをお知らせするものです。

弊会では、インベントリの鑑定を受けていただいている船舶のシッフサイクル条約及び EU 規則への対応に資するため、船級符号に「Inventory of Hazardous Material」(略号:IHM)を付記し、就航後のインベントリの維持に関する定期的な審査が行われる船舶に対し、これまでの Statement of Fact (鑑定時点でのみの適合性を証明するもの)に替えて、その後の定期的審査時点での適合性をも証明する Statement of Compliance を発行することと致します。

2013年12月30日に発効した、シッフサイクルに関する EU 規則により(詳細は、ClassNK テクニカルインフォメーション TEC-0978 を参照)、EU 籍船及び EU 加盟国に寄港する非 EU 籍船は、EU 規則の定める日(下記の表を参照)以降、船内に存在する有害物質の種別や概算量、所在位置などを示したインベントリの備え付け及び維持が求められております。

また、EU 加盟国に寄港・停泊する非 EU 籍船については、Port State Control が実施され、インベントリの備え付け及び維持、並びに、維持されたインベントリを備え付けている旨を証明する、旗国又はその代行機関の発行する Statement of Compliance の所持が確認されます。

表 EU 規則によるインベントリの作成・備え置き期限

分類	定義	インベントリ第 I 部作成・備え置き期限
EU 籍新船	以下のいずれかを満たす EU 籍船 1. 適用日後に建造契約が結ばれる船舶 2. 建造契約がない場合、本規則の適用日後 6 ヶ月経過した日以降に起工される船舶 またはこれと同等の建造段階にある船舶 3. 適用日後 30 ヶ月経過した日以降に引き渡しが行われる船舶	EU 規則適用日(2015年12月31日以降で、EU リスト掲載施設の解撤能力が 250 万 LDT を超えた日から 6 ヶ月後、もしくは、2018年12月31日のいずれか早い日)まで
EU 籍現存船	EU 籍新船以外の EU 籍船	2020年12月31日まで(2020年12月31日までに解撤される場合、解撤前までに作成)
非 EU 籍船	EU 加盟国に寄港・停泊する EU 籍以外の船舶	2020年12月31日まで

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

Statement of Fact から Statement of Compliance への切り替えは、以下の通りです。

1. Statement of Fact を所持している船舶であって、船級符号に IHM の付記がある船舶
次回の船級の定期的検査時に行われる、インベントリに関する定期的審査の結果に基づき、後日、Statement of Compliance をテクニカルサービス部から発行致します。
2. Statement of Fact を所持している船舶であって、船級符号に IHM の付記がない船舶
ご要望の場合は、船級符号への IHM の付記及び Statement of Compliance 発行の申込みをテクニカルサービス部に提出下さい。本船でのインベントリの維持に関する審査を実施後、後日 Statement of Compliance をテクニカルサービス部で発行致します。また、船級符号へ IHM を付記した船級証書を、後日、再発行致します。
3. Statement of Fact を所持している船舶であって、弊会に登録されていない船舶
弊会に登録されていないことから定期的審査を行えないため、Statement of Compliance を発行しません。Statement of Fact を従来通り所持して頂きます。

なお、この Statement of Compliance の切り替え発行に係る手数料は、2018 年 12 月 31 日 (EU 規則適用日となる可能性のある最終日)まで申し受けません。また、船級の定期的検査時にインベントリに係る定期的審査を実施する場合、インベントリの審査に係る手数料は、シップリサイクル条約が発効するまでは、従前の通り、申し受けません。

これに関連し、弊会の「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」を改正致しました (No. TEC-1050 参照)。上記の Statement of Compliance は、このガイドラインの施行日である 2015 年 11 月 1 日から発行致します。なお、改正されたガイドラインについては、ClassNK ホームページより参照可能です。

(注)EU 籍船については、上記に加えて、今後、EU 規則が適用される際には、EU 規則に定めるインベントリに関する追加要件の確認や EU 規則に定める様式による証書の取得などが必要になります。EU 規則の実施のための具体的な取り扱いが公表されましたら、対応を検討の上、できるだけ速やかにお知らせします。また、旗国がシップリサイクル条約の要件を上回る内容の規則を定める等独自の規則を定めたときも同様です。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 船舶管理システム部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2173
Fax: 03-5226-2174
E-mail: smd@classnk.or.jp

◇2018 年 3 月 31 日までの担当部署

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター別館 テクニカルサービス部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)
Tel.: 03-5226-2175
Fax: 03-5226-2177
E-mail: mid@classnk.or.jp

標題

USCG によるバラスト水規制の追加情報について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1055

発行日 2015年11月12日

各位

United States Coast Guard (USCG) は、米国海域内を航行する船舶に対するバラスト水処理装置搭載を強制化する規則 "Standards for Living Organisms in Ship's Ballast Water Discharged in U.S. Waters" を施行しており、2013年12月1日以降に起工した船舶は完工時、それら以外の船舶は2014年もしくは2016年1月1日より後の first scheduled drydocking までのバラスト水処理装置の搭載が要求されております(詳細は、テクニカルインフォメーション No.TEC-0903 を参照下さい)。

また、上記に関連して、USCG は 33CFR151.1513 及び 33CFR151.2036 に基づき、バラスト水処理装置搭載の延期の申請方法を Policy Letter として 2013年9月25日に、その改訂版を 2015年9月10日に公表しております(詳細は、テクニカルインフォメーション No.TEC-0971 および TEC-1049 を参照下さい)。

今般、上記の first scheduled drydocking の定義およびバラスト水処理装置の搭載延期の追加情報に関する添付の Marine Safety Information Bulletin が発行されましたので、特筆すべき追加情報を以下に記します：

1. First scheduled drydocking 日とは USCG バラスト規則のために本船が入渠した日を言う(例：2015年12月31日以前に入渠し、2016年1月1日より後まで出渠しない場合、これは2016年1月1日より後の first scheduled drydocking には該当しない)。
2. 適用期日以後の応急修理のための入渠工事は first scheduled drydocking には該当しない。しかし、この入渠工事で本船に要求される船底検査が実施され、検査証書、旅客船安全証書、貨物船安全証書、または貨物船安全構造証書への裏書を伴う入渠工事は first scheduled drydocking に該当する。
3. 条約で要求される船底検査、または排ガス浄化装置の搭載や新しい船底塗料の塗布のように事前に計画された入渠工事は first scheduled drydocking に該当する。
4. 入渠検査の代わりに水中検査は first scheduled drydocking には該当しない。
5. 各船の搭載期日以後、米国海域にてバラスト水を排出する船舶は USCG によるバラスト水規制要件に適合する必要がある。しかし、あらゆる努力にも関わらず適合が不可能な場合、船長、船主、運航会社、代理人、または船舶の責任者はその理由を文書化することを条件に、USCG に対してバラスト水処理装置搭載の延長の申請を行うことができる。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

6. USCGは延長期間の見直しを行っており、改訂版のPolicy letterが発行される見込みである。現在のところ、延長される搭載期日は、本船のオリジナルの搭載期日の後の次の **scheduled drydocking** となる見込みである。なお、現時点で発行されている延長承認書の再発行は行わず、追加延長の申請があればこの見直された延長期間を適用する見込みである。延長に関する情報は以下にて閲覧可能：
<http://homeport.uscg.mil/ballastwater> in the "Regulations and Policy Documents" sub-folder

添付の電子データは下記の U.S. Coast Guard の HP よりダウンロード可能です。
USCG top page(<http://www.uscg.mil/>) --> Library ---> Marine Safety Information Bulletins

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター別館 機関部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)
Tel.: 03-5226-2022 / 2023
Fax: 03-5226-2024
E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. Maritime Safety Information Bulletin

標題

USCG のバラスト水処理装置搭載の適用延期の内容に関するポリシーレター(第2回改訂版)について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1056

発行日 2015年12月2日

各位

United States Coast Guard (USCG)は、33 CFR 151.1513 及び 33 CFR 151.2036 に基づき、USCG が認めたバラスト水管理方法を実施している船舶に対し、バラスト水処理装置搭載の適用延期に関するポリシーレターを既に発行しております。

2015年11月16日に添付のとおり新しいポリシーレターが発行されました。これにより、バラスト水処理装置搭載の適用延期の期間が改訂されることとなります。

この新しいポリシーレターは、USCG により既に発行された Marine Safety Information Bulletin の内容を含んでおります(詳細は、テクニカルインフォメーション No.TEC-1055 を参照下さい)。

詳細は、添付の新しいポリシーレターで参照することができます。

新しいポリシーレターの主な内容は、下記のとおりです。

1. "first scheduled drydocking"に関する定義が、新しいポリシーレターに記載された。
例えば、計画された工事を行うための入渠工事を実施する場合、当該入渠工事は first scheduled drydocking に該当するなど。
(詳細は、テクニカルインフォメーション No.TEC-1055 を参照)
2. 適用延期申請の方法が下記のとおりとなった。
 - A. 新規の適用延期申請及び追加の適用延期申請では、33 CFR 151.1510 or 33 CFR 151.2025 に規定されるバラスト水処理装置搭載の適用日までに、適合するためのあらゆる努力にも関わらず、規定された日、または、USCG により現状認められている適用延期の期間において、当該船舶が適合することが不可能であるとの文書を添付する。
 - B. "original compliance date"の定義が下記のとおり定められた。
 - 2013年12月1日以降起工の船舶: 完工日
 - 2013年12月1日より前に起工された船舶であって、
 - (1) 船舶のバラスト水容量が 1500 m³より少ない船舶: 2016年1月1日より後の最初の first scheduled drydocking
 - (2) 船舶のバラスト水容量が 1500 m³以上 5000 m³以下の船舶: 2014年1月1日より後の最初の first scheduled drydocking
 - (3) 船舶のバラスト水容量が 5000 m³より大きい船舶: 2016年1月1日より後の最初の first scheduled drydocking

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. 適用延期の期間が改訂された。新規の適用延期または、追加の適用延期が申請され、USCG が認めた場合、新しい適用延期の期間は以下のとおりとなる。
 - A. 新規の適用延期申請の場合、適用延期の期間は、本船の original compliance date より後の、その次の scheduled drydocking まで。
 - B. 追加の適用延期申請の場合、追加される適用延期の期間は、USCG により現状認められている適用延期の期間より後の、scheduled drydocking まで。
しかしながら、当該 scheduled drydocking が USCG により現状認められている適用延期の期間から 2 年より前に実施される場合、USCG は、適用延期の期間を、更にその次の scheduled drydocking とする可能性がある。
4. 適用延期申請の際に求められる情報の内容が更新された。
詳細は、添付の新しいポリシーレターの 6 項を参照。

USCG より発行されました新しいポリシーレターは下記の USCG HP よりダウンロード可能です。

CG-OES Policy Letter 13-01, Revision 2, 16 November 2015:

USCG Homeport (<https://homeport.uscg.mil/mycg/portal/ep/home.do>) --> Environmental -->
Ballast Water Management Program --> Regulations and Policy Documents -->
Extended Compliance Dates – Application, Guidance, and Approved Vessels

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. CG-OES Policy Letter 13-01, Revision 2, 16 November 2015

標題

USCG のバラスト水処理装置搭載の適用延期の内容に関する最新情報について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1099

発行日 2017年1月10日

各位

United States Coast Guard(以下:USCG)は、33 CFR 151 Subparts C 及び D に基づき、バラスト水処理装置搭載の適合期限延長に関するポリシーレターを既に発行しております(詳細は、ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1056 を参照下さい)。

今般、USCG として初のバラスト水処理装置の型式承認が発表された旨、及び今後適合期限延長を申請する場合、USCG の定める適合期限までに USCG により型式承認されたバラスト水処理装置の搭載が不可能であることを証拠書類と共に書面で示さなければならない旨等が記載された Marine Safety Information Bulletin (14-16)が発行されました。

本 Marine Safety Information Bulletin (14-16)の適合期限に関する主な内容は、以下のとおりです。

1. 現在の延長承認のレターの取扱い

延長承認は現在の延長承認のレターに記載された適合期日まで有効です。再延長申請も可能であるものの、型式承認されたバラスト水処理装置が入手可能な場合には、3 項に例示されるような要件に適合できない理由を裏付ける証拠書類を提出する必要があります。

2. 今後の適合期限延長について

いかなる手段を講じた場合であっても、以下のいずれの要件にも適合することが不可能である旨を書面で示すことができる場合のみ、USCG の判断で必要最小限の期限延長が認められます。

- USCG に型式承認されたバラスト水処理装置を使用して排出基準に適合する
- Alternate Management System(以下:AMS)として認められた機種を一時的に使用する(AMS については ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0951 を参照下さい)。
- 米国の公共水道水のみをバラスト水として使用する。
- バラスト水をバラスト水受入施設に陸揚げする。
- 未処理のバラスト水を米国海域内(12 海里以内)で排出しない。

3. 適合期限延長申請における裏付ける証拠書類の例

- 適合期限までに承認されたバラスト水処理装置の搭載が不可能であることを示す、船主/運航会社とバラスト水処理装置メーカー間の文書
- USCG に型式承認されたバラスト水処理装置では設計上の制限があること
- USCG に型式承認されたバラスト水処理装置を搭載する上での安全の問題があること
- USCG に型式承認されたバラスト水処理装置を搭載できないその他の理由

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

4. USCG に適合期限延長の申請を受け付けられているが、承認されていない場合
USCG は適合期限が 2019 年 1 月 1 日以降の船舶に対して、期限延長レターを発行しておりません。USCG に型式承認されたバラスト水処理装置が利用可能となったことで、これらの申請のステータスは"received(受付済み)"から"held in abeyance(保留)"に変更となります。延長の承認を得るためには、3 項の証拠書類を提出する必要があります。
5. USCG に型式承認されたバラスト水処理装置が利用可能となったことによる適合期限及び AMS に与える影響
船舶の適合期限日は変更されません。また AMS を搭載している船舶についても、従来通り、適合期限日後より 5 年まで AMS の使用が認められます。

詳細につきましては、添付の Marine Safety Information Bulletin (14-16)を参照いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター別館 機関部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)
Tel.: 03-5226-2022 / 2023
Fax: 03-5226-2024
E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. Marine Safety Information Bulletin, December 2, 2016 (OES-MSIB Number: 14-16)

標題

燃費報告制度に関する欧州規則 (EU MRV) について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1100

発行日 2017年1月31日

各位

弊会テクニカルインフォメーション TEC-1031 (2015年6月2日付) にて既にお知らせしておりますとおり、燃費消費実績報告制度に関する欧州規則 (EU MRV 規則) が2015年7月1日に発効されました。

これによりEU加盟国管轄内の港に寄港する5,000GTを超える船舶については、燃料消費量等のデータ収集・報告を実施するための監視計画書(モニタリングプラン)及び排出報告書(エミッションレポート)を作成し、EU各国のいずれかの認定団体より認定を得た検証者への提出が義務付けられることとなりました。

船社様(船舶の所有者又は、船舶管理者あるいは運航に責任を持つ者)におかれましては、2017年8月31日までにモニタリングプランを認証者へ提出することが求められており、同プラン作成のための対応が適宜進められていることと思慮致します。

弊会におきましては、2017年3月末までに検証者として認定を受けるべく鋭意準備を進めております。併せて、本会は細則制定に関わる ESSF shipping MRV verification and accreditation subgroup のメンバーとして積極的に参加し、欧州委員会における技術的な細則制定の動きを引き続き注視し、本件に関する最新情報を提供して参ります。

なお、下記 URL より欧州委員会が提供する Documentation (含、最新のテンプレート及び規則) をご確認ください。

http://ec.europa.eu/clima/index_en > Policies > Reducing emissions from transport > Shipping

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 認証2部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2412

Fax: 03-5226-2179

E-mail: qpd@classnk.or.jp

◇2018年3月31日までの担当部署

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 認証サービス企画部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2412

Fax: 03-5226-2179

E-mail: qpd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

標題

USCG のバラスト水処理装置搭載の適合延期の内容に関する最新情報について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1107

発行日 2017年3月29日

各位

2016年12月に、United States Coast Guard(以下: USCG)に型式承認されたバラスト水処理装置が発表され、バラスト水処理装置搭載の適合期限延長に関する Marine Safety Information Bulletin (14-16)が発行されております(詳細については、ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1099を参照下さい)。

今般、適合期限延長に関して更なる通知(Marine Safety Information Bulletin, March 6, 2017 (OES-MSIB Number: 003/17))がございました。

本通知の主な内容は下記のとおりです。

1. 適合期限延長の期間は、本船の適合期限日によって次のとおりとなります。

(1) 2018年12月31日までに適合期限日を迎える船舶

- 本船に搭載可能な USCG に型式承認されたバラスト水処理装置を特定しているものの、適合期限日までに十分な時間がなく搭載できない場合は、詳細な搭載計画を提出する必要があります。その場合、USCG の判断で最長 18 カ月の延長が認められます。
- 本船に搭載可能な USCG に型式承認されたバラスト水処理装置がない場合は、いかにして適合させるかの計画を提出する必要があります。その場合、USCG の判断で最長 30 カ月の延長が認められます。

(2) 2019年1月1日以降 2020年12月31日までに適合期限日を迎える船舶

- USCG は、本船の適合期限日の 18 カ月前から、延長申請に関して検討を開始いたします。

(3) 2021年1月1日以降に適合期限日を迎える船舶

- 適合期限延長は認められず、本船の Compliance Date までに USCG に型式承認されたバラスト水処理装置を搭載する必要があります。

2. Alternate Management System(以下: AMS)について

AMS を搭載している船舶については、従来通り、適合期限日後より 5 年間 AMS の使用が認められます。USCG に型式承認されたバラスト水処理装置を搭載することが不可能な場合は、本船の適合期限日までであれば、AMS を搭載することができ、適合期限日後より 5 年間使用が認められます。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. 現在の延長承認レターの取扱い
延長承認は、船主、運航者等が変更された場合でも、引き続き延長承認のレターに記載された適合期日まで有効です。
4. 適合期限延長の申請について
適合期限延長は本船の適合期限日より前の12カ月から16カ月の間に申請いただく必要があります。

詳細につきましては、添付の Marine Safety Information Bulletin (003/17)を参照いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター別館 機関部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)
Tel.: 03-5226-2022 / 2023
Fax: 03-5226-2024
E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. Marine Safety Information Bulletin, March 6, 2017 (OES-MSIB Number: 003/17)

標題

燃費報告制度に関する欧州規則(EU MRV)に関する最新情報について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1111(revised*)
発行日 2017年6月1日

各位

ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1031 (2015年6月2日付)及び TEC-1100(2017年1月31日付)にて既にお知らせしておりますとおり、船社様におかれましては、2017年8月31日までに EU MRV 規則に適合したモニタリングプラン(MP)を作成し、認証機関へ提出することが求められております。更に、2018年1月1日からはMPに従った航海データ収集とエミッションレポート(ER)の作成及び認証機関への提出が必要となります。

弊会におきましては、2017年3月1日に英国の認定団体である UKAS (United Kingdom Accreditation Service)より認証機関として認定を受け、MP 及び ER の認証、また適合証書(DOC)の発行を行うことが可能となりました。

また、弊会より、本規則に対応した認証用アプリ「ClassNK MRV Portal」をリリースすることとなりました。本認証用アプリをご利用いただくことにより、MP、ERの提出や認証をスムーズに実施いただけます。本認証用アプリには追加の機能として、MP テンプレートのダウンロード、モニタリングデータの管理(本船もしくは陸上からサーバーへの、モニタリングデータや信憑書類(BDN, B/L等)の送付等)などの機能が搭載されております。本機能により管理及び蓄積されたデータは、ERへご活用いただくことが可能です。

今回は先行して MP に必要な個船や会社の情報を入力する機能をリリースし、モニタリングデータ及び ER に関する機能は2017年9月に始動予定です。ClassNK MRV Portalを用いてデータを提出して頂くことで、認証コストの削減に繋がりますので、是非ご活用ください。

なお、船会社殿で本規則にご対応いただくにあたり、船会社殿の管理手順に従い MP の作成、データのモニタリング、データの精度確認を実施いただくこととなりますので、本認証用アプリの利用がそのまま認証取得に結びつくものではございません。

詳細については、下記ホームページに掲載のパンフレットよりご覧頂けます。

<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/eumrv/index.html>
ホーム > 認証サービス > EU MRV 規則に基づく認証

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

また、下記 URL より欧州委員会が提供する Documentation (含、最新の規則及びテンプレート) をご確認いただけますので、ご活用願います。

http://ec.europa.eu/clima/index_en

European Commission > Climate Action > EU Action > Transport > Shipping

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 認証2部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2412

Fax: 03-5226-2179

E-mail: qpd@classnk.or.jp

◇2018年3月31日までの担当部署

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 認証サービス企画部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2412

Fax: 03-5226-2179

E-mail: qpd@classnk.or.jp

*2017年9月1日付けにて改訂。改訂前の2017年6月1日付け TEC-1111 は無効とする。

標題

シップリサイクルに関する欧州規則により船舶への備付が求められるインベントリ等の整備、並びに、審査手数料の早期対応優遇措置について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1120
発行日 2017年8月2日

各位

シップリサイクルに関する欧州規則(2013年12月30日発効)により、EU籍船(新船)については、遅くとも2018年12月31日から、EU籍現存船及びEU加盟国に寄港する非EU籍船については、2020年12月31日から、「インベントリ」(船内に存在する有害物質の種別や概算量、所在位置などを示した一覧表)の備え置き等が義務化されます。また、EU加盟国に寄港する非EU籍船に対しては、PSCが実施される予定で、旗国又は代行機関が検査を行い、発行した適合鑑定書(Statement of Compliance)の備付けの確認も行うとされています。つきましては、期限までに審査済みのインベントリ及び適合鑑定書の船舶への備付けを終えるようご留意ください。

上記については、TEC-0978(2014年1月15日)及びTEC-1051(2015年10月27日)にてお知らせ済みですが、期限が近づいてきたことから、ご準備等について再確認いただけますよう、本テクニカルインフォメーションにてお知らせ申し上げます。

とくに、就航船については、専門家方式(①専門家による文書調査・目視サンプリングチェック計画(VSCP)の作成、②船上調査(サンプリングを含む)・NK検査員立会い、③サンプルの分析・調査結果の整理、④IHMの編集、の手順)でインベントリが作成されることから、相応の作成期間が見込まれます。船舶の運航スケジュールやドックスケジュールを勘案され、期限までに審査済みのインベントリ及び適合鑑定書(Statement of Compliance)の船舶への備付けを終えるようご計画ください。期限直前には、専門家への依頼が集中し、ご計画通りに準備が進められない状況も想定されますので、早期対応をお勧めします。

また、弊会では、予てより、船主及び造船所各位のお申し込みにより、ボランティアベースで有害物質インベントリに対し机上及び現場検査を実施したうえで、シップリサイクル条約に適合している旨の鑑定書を発行しております。2008年当時に本業務を開始するにあたり、正規手数料として、50万円(1隻当たり)の鑑定手数料を設定いたしました。早期対応いただける各位への優遇措置として、正規手数料から20万円を値引きした30万円(1隻当たり)を申し受けておりました。

この早期対応優遇措置について、当初はシップリサイクル条約の発効要件達成までを目途としておりましたが、その後制定されたシップリサイクルに関するEU規則により、インベントリの備え置きが義務化されたことから、今後インベントリの鑑定は更に普及するものと想定されます。既に2017年においては、弊会新造登録船の内、概ね半数に鑑定書を発行させていただいております。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

このような状況に鑑み、早期対応優遇措置は一定の役割を果たしたものと判断するに至り、2018年1月以降にお申し込みを受領した船舶より、下記のとおり早期対応優遇措置の適用を終了することと致しましたので、お知らせいたします。

なお、早期対応優遇措置期間である2017年中にお申し込みいただけた場合であっても、これまでと同様、建造契約が締結されていない新造船や専門家とインベントリ作成時期が合意されていない就航船につきましては、申し込みの対象外とさせていただきますので、ご了解願います。

【改定内容】

現行	改定
有害物質インベントリの鑑定 基本手数料(1件):500,000円(税抜き) ※ただし、早期減額対応として300,000円	有害物質インベントリの鑑定 基本手数料(1件):500,000円(税抜き) ※ただし、2017年12月28日までに申し込みを受けた場合、早期減額対応として300,000円

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd@classnk.or.jp

◇2018年3月31日までの担当部署

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 テクニカルサービス部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2175

Fax: 03-5226-2177

E-mail: mid@classnk.or.jp

標題

米国海域を航行する際のバラスト水管理方法に関する
注意喚起

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1131

発行日 2017年9月14日

各位

米国は、バラスト水管理条約に批准していませんが、米国海域でバラスト水を排出する船舶に対して 33 CFR 151 Subparts C 及び D に基づいたバラスト水管理を要求しております。

最近、United States Coast Guard (以下:USCG)による適合期限延長許可を得ていない船舶で、**compliance date** を超えているにも関わらず、バラスト水処理装置によって処理されていないバラスト水を排出している船舶がいるとの報告が多数あるとの情報がございました。

本船の **compliance date** を超えた船舶が米国海域内を航行する場合、下記のいずれかのバラスト水管理が求められますので、ご注意ください。

- USCG に型式承認されたバラスト水処理装置を使用する
- 米国の公共水道水のみをバラスト水として使用する
- **Alternate Management System** として認められた機種を一時的に使用する
- バラスト水を米国海域内(12海里以内)で排出しない
- バラスト水をバラスト水受入施設に陸揚げする

compliance date (original compliance date) についてはテクニカルインフォメーション No.TEC-1056 を参照下さい。

Alternate Management System についてはテクニカルインフォメーション No.TEC-0951 を参照下さい。

詳細につきましては、添付の **Marine Safety Information Bulletin (MSIB Number: 007-17)**を参照いただきますようお願いいたします。

また、USCG による規制の他、州が定める地域規制にも適合することが要求されますので、米国海域内を航行する場合は事前に州が定める地域規制をご確認ください。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2022

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. Marine Safety Information Bulletin (MSIB Number: 007-17)

標題

米国の港へ向かう船舶のバラスト水処理装置が作動不能な場合の取り扱い

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1148
発行日 2018年4月3日

各位

米国は、バラスト水管理条約に批准していませんが、米国海域でバラスト水を排出する船舶に対して 33 CFR 151 Subparts C 及び D に基づいたバラスト水管理を要求しております。この度、United States Coast Guard (以下:USCG)より、米国の港へ向かう船舶のバラスト水処理装置が作動不能な場合の対応に関するガイダンス(CG-CVC Policy Letter 18-02)が発行されました。

compliance date を超えた船舶のバラスト水処理装置が作動不能な場合、33 CFR 151.2025(a)に規定されている、下記のいずれかのバラスト水管理を行うことができます。

- 米国の公共水道水のみをバラスト水として使用する
- 陸から 200 海里離れた場所でバラスト水交換を行う
- バラスト水を米国海域内(12 海里以内)で排出しない
- バラスト水をバラスト水受入施設若しくは他船に排出する

ただし、バラスト水交換を行う場合は、District Commander 若しくは Captain of the Port (COTP) の許可を得る必要があります。

なお、本ガイダンスは USCG に型式承認されたバラスト水処理装置若しくは Alternate Management System (AMS) を搭載している船舶に適用されます。ただし、悪天候、船舶の損傷及び浸水等、非常時には適用されません。

compliance date (original compliance date) については、テクニカル・インフォメーション No.TEC-1056 を参照下さい。

Alternate Management System については、テクニカル・インフォメーション No.TEC-0951 を参照下さい。

詳細につきましては、添付のガイダンス(CG-CVC Policy Letter 18-02)を参照いただきますようお願いいたします。

また、米国海域内を航行する場合は、USCG による規制の他、州が定める地域規制にも適合することが要求されますので、事前に州が定める地域規制もご確認ください。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2022

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

添付:

1. CG-CVC Policy Letter 18-02

標題

シップリサイクルに関する欧州規則の適用開始について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1170
発行日 2018年12月28日

各位

シップリサイクルに関する欧州規則の概要等につきましては、これまでに弊社テクニカル・インフォメーション TEC-0978 等によりお知らせしていますが、同規則の規定にしたがって、2018年12月31日からシップリサイクルに関する欧州規則の適用が始まりますので、ご留意願います。

これにより、EU 籍船及び EU 加盟国に寄港する非 EU 籍船に対して「インベントリ」（船内に存在する有害物質の種別や概算量、所在位置などを示した一覧表。以下、「IHM」という。）の備え置き等が表 1 のスケジュールにしたがって義務化されるほか、EU 籍船については、EU リスト（EU 規則により承認された船舶リサイクル施設のリスト）に掲載された船舶リサイクル施設で船舶解撤を行う義務が課されます。

EU 規則の要求事項の概要につきましては、2014年1月15日発行の弊社テクニカル・インフォメーション TEC-0978 を参照願います。

表 1 IHM の作成・備え置きの期限

分類	定義	IHM 第 I 部作成・備え置き期限
EU 籍新船	以下のいずれかを満たす EU 籍船 ① 2018年12月31日（適用日）以降に建造契約が結ばれる船舶 ② 建造契約がない場合、2019年6月30日（本規則の適用日後6ヶ月経過した日）以降に起工される船舶またはこれと同等の建造段階にある船舶 ③ 2021年6月30日（適用日後30ヶ月経過した日）以降に引き渡しが行われる船舶	2018年12月31日（適用日）以降の引渡しまで
EU 籍現存船	EU 籍新船以外の EU 籍船	2020年12月31日まで（2020年12月31日までに解撤される場合、解撤前までに作成）
非 EU 籍船	EU 加盟国に寄港・停泊する船舶	2020年12月31日まで

（次頁に続く）

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

1. EU 籍船に対する検査及び証書(IHM 証書)の発行

1.1 一般

EU 規則の適用開始に伴い、EU 籍船について、弊会は旗国の代行機関(RO)として、2018 年 12 月 31 日から、EU 規則の規定にしたがって表 2 に示す検査及び証書(IHM 証書及びリサイクル準備証書)の発行を実施します。表 1 の期限までに EU 規則に適合する IHM を作成し、初回検査を受け、EU 規則に基づくインベントリ証書の交付を受ける必要があります。

表 2 EU 籍船に対する検査及び証書

検査の種類	内容	検査実施者
初回検査	IHM の検査、証書の発行	旗国(又は RO)が実施
更新検査	IHM の検査、証書の発行(又は、有効期限 5 か月の延長の裏書。ただし、5 か月以内に新証書と交換。)	旗国(又は RO)が 5 年ごとに実施
追加検査	IHM の検査、証書の裏書	IHM に影響のある改造等を行った場合であって、船舶所有者からの申し出のあった時に旗国(又は RO)が実施
最終検査	IHM 及び船舶リサイクル計画の検査、リサイクル準備証書の発行	リサイクル開始前に旗国(又は RO)が実施

(次頁に続く)

1.2 検査及びインベントリ証書発行の申し込み

表3の船舶の区分を参照の上、弊会支部又は本部に申し込みを行ってください。

表3 EU インベントリ証書の発行のための申請及び検査手順

船舶の区分		申込者	申請先	提出書類等	初回検査の申込みの時期及び検査の手順
① 新船及び現存船であって船舶の建造中に新船方式(IMO ガイドライン 4.1の方法)で IHM を作成する船舶		造船所	支部	<ul style="list-style-type: none"> 申込書 (Form-1A) NK インベントリガイドラインに定める書類 	下記の手順を考慮して、できるだけ早い時期 1. IHM の事前審査 2. 船上検査 3. IHM の審査
②現存船 (上記①の現存船を除く)	初めて IHM を作成する船舶	船舶所有者	本部 (SMD)	<ul style="list-style-type: none"> 申込書 NK インベントリガイドラインに定める書類 	下記の手順を考慮して、できるだけ早い時期 1. 目視/サンプリングチェック計画 (Visual Sampling Check Plan (VSCP)) の審査 2. 船上検査 3. IHM の審査
	すでに IHM 及び NK 発行の SOC を保有している船舶(ただし、EU 規則に適合する旨の記載がない SOC)	船舶所有者	本部 (SMD)	<ul style="list-style-type: none"> 申込書 すでに保有する SOC、IHM 等 EU 規則に適合するための追加調査に係る必要書類 (詳細は SMD にお問い合わせください) 	下記の手順を考慮して、できるだけ早い時期 1. 追加調査のための VSCP の審査 2. 船上検査 3. 追加調査の結果を反映した IHM の審査
	すでに EU 規則に適合する IHM 及び NK 発行の SOC を保有している船舶	船舶所有者	支部	<ul style="list-style-type: none"> 申込書 すでに保有する SOC、IHM 等 	定期的検査等の際 1. 船上検査

(次頁に続く)

(注1) EU 籍船に備え付けるインベントリの作成方法

EU 規則では、シップリサイクル条約の IHM 記載対象物質に、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) の 2 物質が追加されています。

新船の場合は、IMO ガイドライン(決議 MEPC.269(68))の 4.1 に規定される手順 (PFOS 及び HBCDD を追加した様式による材料宣誓書 (MD) 及び供給者適合宣誓書 (SDOC) の収集による方法) で調査を行う必要があります。

現存船の場合は、PFOS 及び HBCDD について EMSA's Best Practice Guidance on the Inventory of Hazardous Materials (2016 年 10 月発行) の Annex C を参照し、IMO ガイドライン(決議 MEPC.269(68))の 4.2 に規定される手順で調査を実施することになります。可能な場合は、上記の新船の方式で IHM を作成しても差し支えありません。EMSA's Best Practice Guidance on the Inventory of Hazardous Materials は、以下から入手可能です。

<http://www.emsa.europa.eu/emsa-documents/latest/item/2874-emsa-s-best-practice-guidance-on-the-inventory-of-hazardous-materials.html>

(注2) 弊会が発行した適合鑑定書 (SOC) を保有する EU 籍船の初回検査

上述のとおり、欧州規則では、PFOS 及び HBCDD の 2 物質が追加されていますが、現存船の初回作成時の IHM において、HBCDD の調査は義務ではありません。このため、これまでに弊会が SOC を発行した EU 籍現存船の IHM については、特に SOC に EU 規則第 5 条への適合に関する記載のない限り、少なくとも PFOS の追加調査が必要になります。

2020 年 12 月 31 日までに、少なくとも PFOS について追加調査を行い、その結果を反映して改正した IHM (EU 規則第 5 条にしたがって作成した旨の記載のあるもの) 及びそれまでの IHM の維持更新に関する MD/SDOC を添えて、初回検査を受検する必要があります。ただし、弊会が発行した SOC に EU 規則第 5 条への適合に関する記載がある船舶の場合は、PFOS の追加調査は不要ですので、維持・更新された IHM 及び維持更新に関する MD/DOC を添えて、初回検査を受検することになります。

2. 非 EU 籍船に対する検査及び適合鑑定書 (SOC) の発行

2020 年 12 月 31 日以降に EU の港等に寄港する非 EU 籍船について、EU 規則第 12 条 6 項において、船籍国の規則にしたがって、船籍国主管庁 (又は代行機関) による IHM の検査を受けたのちに発行された SOC を備え置くことが規定されています。しかしながら、EU 以外の国・地域からインベントリ等について規則を定めた旨の通知や当該規則に基づく検査の実施の指示は、これまで受けておりません。

従いまして、非 EU 籍船に対しては、これまでと同様に、IMO ガイドライン(決議 MEPC.269(68))を踏まえて弊会が策定した「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」(以下、「NK ガイドライン」)に基づき検査を行い、SOC を発行します。

今後、各船籍国から、自国の規則による検査及び SOC 発行の指示を受けた場合、それに基づき所要の検査を行う予定です。当該検査の際は、弊会がすでに実施した検査の内容及び発行済みの SOC の内容を勘案して、検査を実施します。

なお、非 EU 籍船であっても、任意に EU 規則第 5 条の要件に適合した IHM (追加物質対応) を作成・維持する船舶に対しては、シップリサイクル条約に加え、EU 規則第 5 条に適合して作成されている旨の SOC を発行します。

(次頁に続く)

(注)これまでに弊会が適合鑑定書(SOC)を発行した非 EU 船の IHM
これまでに弊会が SOC を発行した非 EU 籍船の IHM については、PFOS が適用除外であるため、現状のままで欧州規則に適合しています。

EU 規則第 12 条第 3 項の規定では、非 EU 籍船の IHM の作成にあたって、少なくとも EU 規則の Annex I の物資について調査することを要求しています。また、Annex I の物質のうち、PFOS は EU 籍船以外には非適用です。このため、非 EU 籍船の調査対象物質は、IMO ガイドライン(決議 MEPC269.(68))の A 表有害物質と同一であり、IMO ガイドライン(決議 MEPC.269(68))に基づく IHM は、EU 規則の要件を満足していることになります。

3. PrimeShip-GREEN/SRM の拡張機能

弊会は、新造船のインベントリ作成を支援するシステム PrimeShip-GREEN/SRM を提供しております。欧州規則により追加される PFOS 及び HBCDD に対応する機能が従前より付加されており、EU 規則第 5 条に適合した IHM の作成が可能となっています。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 船舶管理システム部 環境部門
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2173
Fax: 03-5226-2174
E-mail: smd-env@classnk.or.jp

標題

救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細点検、作動試験、開放及び修理事業所に関する規定

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1183

発行日 2019年6月24日

各位

MSC96において、救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置等の保守、詳細点検、作動試験、開放及び修理事業所に関する規定及び同規定を強制化するための SOLAS 条約 III 章第 3 規則及び第 20 規則の改正が IMO 決議 MSC.402(96)及び決議 MSC.404(96)として採択されました。

IACS は、これらの決議との整合を図るべく、サービス事業所の承認に関する統一規則の見直しを行い、その結果を統一規則 Z17(Rev.14)として 2019 年 3 月に採択しました。

IMO 決議を取り入れるための本会関連規則及び検査要領の改正案は 2019 年度第 1 回技術委員会にて承認されております。また、IACS 統一規則を取り入れるための本会関連規則及び検査要領の改正案は 2019 年度第 3 回技術委員会へ提出される予定です。

改正規則は 2020 年 1 月 1 日より適用されますが、申し出により先取りで適用することが可能です。

規則及び検査要領の主な改正内容は以下の通りです。

- (1) サービスを行う人員を雇用するサービス事業所は、主管庁から認可されなければならない。主管庁は他の主管庁又は認可団体の認可した事業所を受け入れることができる。
- (2) 救助艇が適用対象に加えられた。

関係各位におかれましては、2020 年 1 月 1 日以降、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶における救命艇等の詳細点検、作動試験、開放及び修理は、製造者又は主管庁より認可されたサービス事業所の認証された人員により実施されることが要求されますのでご注意ください。

サービス事業所におかれましては、作業を行う人員は IMO 決議 MSC.402(96)に従って、作業を行う装置の製造者及び型式ごとに認定されることが要求されますのでご注意ください。

認定書には装置の製造者名並びに型式名、サービス内容及び有効期日が明確に記載される必要があります。

既に弊会の承認を取得頂いているサービス事業所におかれましては、承認証書の書き換え発行を希望される場合、担当支部・事務所へ臨時審査を申し込みいただくようお願いいたします。

各主管庁から IMO 決議 MSC.402(96)に関する指示を受けましたら別途ご案内いたします。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 検査部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2027

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

添付:

1. IMO 決議 MSC.402(96)